

令和8年2月
川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

調査対象者 各位

ポリ塩化ビフェニル使用照明器具（安定器）の現状調査に関する御協力をお願い

日頃から、本市の環境行政に御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

川崎市では、ポリ塩化ビフェニル(以下、PCBという)廃棄物の適正処理を推進するため、これまで市内におけるPCB含有電気機器の保有状況の調査を複数回行っており、本年度に関しては現在までに、低濃度PCB含有電気機器について実施しているところでございます。

本文書が届いた皆様におかれましては、令和元年度から令和4年度にかけて実施したPCB使用照明器具（安定器）に関する調査において、安定器におけるPCB含有の有無について不明な点があった方となります（所有者が変更になっている場合、前所有者の回答をもとにお送りしています）。安定器のうち、高濃度PCBを含有するものについては高濃度PCB廃棄物となり、処分期限が令和5年3月31日でしたが、処分期限後も発見されていることや過去の調査から3年ほど経過していることから、今回、過去の調査でPCB含有の有無について不明な点があった方に対して、改めて現状調査をさせていただきますものとなります。

調査させていただく内容は、同封した調査票のとおりです。お手数をおかけして申し訳ありませんが、「照明器具 安定器の調査方法」を参考に、裏面に記載したいずれかの回答方法により令和8年3月31日までに回答していただきますようお願い申し上げます。

照明器具（安定器）の所有者が、本文書が届いた方ではなく、物件のオーナー側／テナント側など別の方である場合、あるいは建物の管理全般を管理会社が行っている場合などは、お手数ですが、本文書をそちらにお渡ししていただくか、あるいは電話等で当課までその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、高濃度PCB廃棄物については、参考資料として同封した国の通知のとおり、新たな処分方法等が決定するまでは処分することができず、適正に保管することが求められております。万が一、高濃度PCB廃棄物を保管（使用）していることが判明した場合は、本調査の回答期限前でも速やかに当課に連絡するとともに、適正に保管してください。

何卒、よろしく願いいたします。

（PCB対策担当）

電話 (044) 200-0159

FAX (044) 200-3923

Eメール 30haiki@city.kawasaki.jp

●市ウェブページへの掲載

< PCB使用照明器具（安定器）の現状調査について >

【URL】 <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000178245.html>

< PCBの処分について >

【URL】 <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013630.html>



●回答方法について

・川崎市簡易版電子申請サービス LOGOフォーム

（調査票に記入せず、インターネット上で回答）

【URL】 <https://logoform.jp/form/FUQz/1398642>



・郵送

（大変恐縮ですが、切手と封筒を御用意の上、調査票を当課に送付していただきますようお願いいたします。）

【郵送先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

川崎市環境局廃棄物指導課 PCB 対策担当

・FAX

・メール（記入した調査票をスキャンしてメールで送付するか、あるいは当課にメールをしていただければ調査票の電子データをお送りしますので、電子データの形で回答することも可能です。）

●回答期限

令和8年3月31日まで

（集計の都合上、回答期限を設けさせていただいておりますので御協力のほどお願いいたします。）

●送付物

・ポリ塩化ビフェニル使用照明器具（安定器）の現状調査に関する御協力をお願い

【本文書】

・川崎市 PCB使用照明器具（安定器）に関する調査票

・照明器具 安定器の調査方法

・<参考資料>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び保管状況の報告について

●調査にあたっての注意事項

使用中の照明器具は接触等により感電のおそれがあり非常に危険です。詳細は、調査票の表面の記載内容を御確認ください。